

三次市教育委員会議案第48号

三次市教育委員会組織規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成26年3月28日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市教育委員会組織規則の一部を改正する規則（案）

三次市教育委員会組織規則（平成16年三次市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条の表中

「

社会教育課	教育総務係	(1) 教育委員会の会議に関する事 と。 (2) 条例，規則，訓令の制定又は 改廃に関する事。 (3) 教育目的のための基本財産及 び積立金に関する事。 (4) 公告式に関する事。 (5) 陳情・請願に関する事。 (6) 公印の看守に関する事。 (7) 文書の收受及び保管に関する
-------	-------	---

		<p>こと。</p> <p>(8) 寄附に関すること。</p> <p>(9) 奨学金に関すること。</p> <p>(10) 教育政策に関すること。</p> <p>(11) 社会教育の推進に関するこ と。</p> <p>(12) 社会教育委員に関すること。</p> <p>(13) 社会教育，社会体育及び芸 術・文化施設に関すること。</p> <p>(14) 危機管理に関すること。</p> <p>(15) 教育委員会の評価に関するこ と。</p> <p>(16) 事務局・課の庶務に関するこ と。</p>
文化スポーツ係		<p>(1) 体育団体の育成指導に関する こと。</p> <p>(2) レクリエーションに関するこ と。</p> <p>(3) 生涯スポーツの推進に関する こと。</p> <p>(4) 競技スポーツの推進に関する こと。</p> <p>(5) スポーツ推進委員に関するこ と。</p> <p>(6) 芸術・文化活動に関するこ と。</p> <p>(7) 芸術・文化団体の育成指導に 関すること。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (8) 文化財の保護に関すること。 (9) 文化財保護委員会に関すること。 (10) 図書館に関すること。 (11) スポーツ推進・文化振興事業検討委員会に関すること。
--	--	---

」を

「

社会教育課	教育総務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育委員会の会議に関すること。 (2) 条例，規則，訓令の制定又は改廃に関すること。 (3) 教育目的のための基本財産及び積立金に関すること。 (4) 公告式に関すること。 (5) 陳情・請願に関すること。 (6) 公印の看守に関すること。 (7) 文書の収受及び保管に関すること。 (8) 寄附に関すること。 (9) 奨学金に関すること。 (10) 教育政策に関すること。 (11) 危機管理に関すること。 (12) 教育委員会の評価に関すること。 (13) 事務局・課の庶務に関すること。
	文化スポーツ係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会教育の推進に関すること。 (2) 社会教育委員会に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> (3) 体育団体の育成指導に関する こと。 (4) レクリエーションに関する こと。 (5) 生涯スポーツの推進に関する こと。 (6) 競技スポーツの推進に関する こと。 (7) スポーツ推進委員に関する こと。 (8) 芸術・文化活動に関する こと。 (9) 芸術・文化団体の育成指導に 関すること。 (10) 文化財の保護に関する こと。 (11) 文化財保護委員会に関する こと。 (12) 図書館に関する こと。 (13) スポーツ推進・文化振興事業 検討委員会に関する こと。 (14) 社会教育，社会体育及び芸術・ 文化施設に関する こと。
--	--	--

に改める。

附 則

この規則は，平成26年4月1日から施行する。